

# 国民健康保険



## 社会保険への被扶養者認定 手続きをお勧めします

現在、国保に加入されている方で、世帯の中に勤務先の社会保険に加入中の方がいる場合、次の基準に該当すると、勤務先の社会保険に被扶養者として加入できることがあります。該当する方には、被扶養者認定の手続きをお勧めします。

ただし、勤務先の社会保険によっては扶養の認定基準が異なる場合もありますので、あらかじめ勤務先での確認をお願いします。

### ★社会保険等の被扶養者と認定される基準は…

- ・主として社会保険に加入されている方の収入により生計を維持されている親族
- ・60歳未満の方は年間収入が130万円未満であること
- ・60歳以上の方、もしくは厚生年金保険法による障害年金等の受給をされている場合は年間収入が180万円未満であること

- ・社会保険に加入されている方の年間収入の2分の1未満であること
- ※年金・失業等給付も年間収入の対象となります。

### ★社会保険等の扶養になった時の利点は…

国保は被保険者の人数によって保険税が増減しますが、社会保険は新たに被扶養者が増えてもこれまでの保険料が増えることはありません。

### ★社会保険等の被扶養者に認定されたら…

- ・国保の喪失手続きが必要になります。
- ・新しく被扶養者と認定された健康保険証
- ・国民健康保険証
- ・印鑑(スタンプ式でないもの)をご持参のうえ、役場住民課保険年金担当へ届け出てください。

集団の健康診断は1年に一度の健康診断がはじまります。健康診断で身体をチェックしましょう!



◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎ 6571 有線 7784

## 国民年金保険料の納付が困難な場合はご相談ください!

# 国民年金

からのお知らせ



国民年金には、経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。申請の手続きは、草津年金事務所国民年金課、または役場住民課で行ってください。

### ①保険料申請免除

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

※保険料の一部が免除(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)になる方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付しなれば未納と同じ扱いになります。

### ②若年者納付猶予

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

### ③学生納付特例

学生の方で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。

平成23年度に保険料の全額免除または若年者納付猶予された方で、申請時に平成24年度以降も引き続き全額免除または若年者納付猶予を希望された方は、申請手続きが不要です。(退職や被災等の特別な事情で承認された場合や世帯構成等に変更があった場合には、改めて申請手続きが必要です。)

\*申請の手続きには、年金手帳・印鑑をご持参ください。なお、会社等を退職された方は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証も併せてお持ちください。

### ◆問い合わせ先

草津年金事務所 国民年金課  
☎ 077-1567-2220  
住民課 保険年金担当  
☎ 6571 有線 7784